

被差別部落の貧困のサイクルと下層問題

生活実態調査

新自由主義が経済競争を煽り、それに棹差す（はずの）同和对策事業が終了（中断）した。それで、被差別部落民の生活はどうなったのか。同和行政が終了し、行政による地区指定がなくなり、被差別部落の生活実態調査は困難になった。しかし、少ないながら、実態調査は大阪を中心に全国で行われ、被差別部落民の生活実態が解明されている¹⁾。その内容は3点に要約されると思われる。一つ、被差別部落に貧困者が増加している。二つ、それは、被差別部落民の就学、就業、人口、転出、転入等の諸要因の〈累積効果〉（cumulative effect）の結果である。三つ、それは、被差別部落の、貧困が埋め込まれた経済・社会構造の〈履歴効果〉（historical effect）の結果である。本稿の目的は、被差別部落民の生活実態の諸問題について検討し、先行の議論を補充することにある。本稿の関心は次の諸点にある。一つ、被差別部落民の階層構成は、どのようなものか。そこでの貧困層の位置は、どのようなものか。二つ、貧困は、どのようなサイクル、即ち、経済的・社会的な諸要因の、どのような累積の結果なのか。三つ、その貧困に、どのような部落差別の軌跡が刻まれているか。即ちそれは、どのように被差別部落固有の貧困なのか。本稿は、これらの問題について考察する。筆者が参照できた報告書や論文は、諸府県の実態調査に跨る。そのリストを本稿の末尾に掲げる。しかし、本稿の考察は、大阪市内の被差別部落に絞られる。理由は2つある。一つ、それらが、共通の条件（とくに同和对策事業が積極的に行われたこと）にある、大・中規模の都市部落であること。二つ、今日の被差別部落をめぐる先行の議論が、おおむね、大阪の被差別部落を基盤に行われていること。ゆえに本稿は、大阪以外の被差別部落については、基本的に何も言えない²⁾。

1. 下層問題としての部落問題

階層分化

被差別部落民が、階層分化しつつ、全体に困窮化している。階層分化（の一端）は、被差別部落民の収入調査に示される。例えば、大阪市内の3地区について住民世帯の年間収入を見ると、表1の通りである。本稿では、年収200万円未満を「最下層」、200万円以上～399万円未満を「下層」、400万円以上～899万円未満を「中層」、900万円以上を「上層」となし、その上で、最下層・下層を「貧困層」、中層・上層を「安定層」と括ることとする³⁾。表から、被差別部落民の収入階層について、次のことが指摘される（合計が100%にならないのは、無回答を外したためか。以下同じ）。一つ、最下層の比率が高い。A地区、C地区で5割を超える。最下層とは極貧の人々であり、その層の厚さに驚かされる。二つ、貧困層が6割半～8割強を占める。これも驚きである。三つ、貧困層の厚さは、大阪市の一般市民と比べても確認できる⁴⁾。このような被差別部落民の実態は、一般に、次のように解釈されて

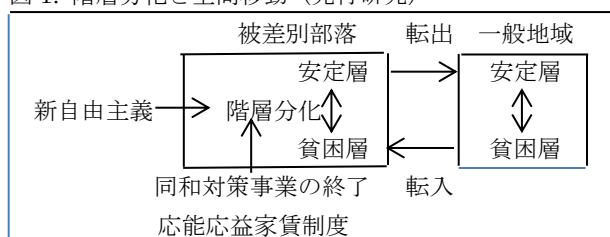
いる。新自由主義の経済環境の下、被差別部落民の困窮化が進み、被差別部落に貧困層が増加している。表 1 で言えば、C 地区において、2000 年～10 年に最下層が増加し、安定層とくに中層が減少した。貧困層の増加は、次のような原因による。被差別部落から高学歴の安定層が転出し、被差別部落に貧困層が滞留している。そこへ外部から貧困者が転入している。被差別部落は、安定層の転出と貧困者の転入という「巨大なポンプの役割」（奥田 2002:34）を果たしている。新自由主義の経済環境と合わせて、同和対策事業の終了が、この事態に拍車をかけている。とくに家賃制度を変更した公営住宅（同和住宅）が、「そのモーターとして機能している」（この点は後述する）（奥田 2009: 163）。これらの過程を図示すると、図 1 のようになる。

表1. 大阪市内の被差別部落住民の世帯年間収入

万円	A地区 ¹⁾	B地区 ²⁾	C地区 ³⁾	C地区 ⁴⁾	大阪市 ⁵⁾
100未満	21.8	14.6	28.1	18.6	10.7
100-199	30.7	19.9	32.4	22.7	18.2
200-299	14.6	15.8	14.1	13.3	16.7
300-399	11.3	15.2	9.5	13.1	12.4
400-499	4.8	9.4	4.6	5.9	10.3
500-599	3.3	7.6	4.2	7.4	8.1
600-699	3.3	4.7	2.0	6.3	5.8
700-799	1.5	2.9	2.3	4.6	4.8
800-899	0.9	4.7	1.0	2.4	3.1
900-999	0.6	0.6	0.3	0.0	2.5
1000以上		4.7	1.6	0.0	7.4
200未満	52.5	34.5	60.5	41.3	28.9
200-399	25.9	31.0	23.6	26.4	29.1
400-899	10.5	29.3	14.1	26.6	32.1
900以上	0.6	5.3	1.9	0.0	9.9

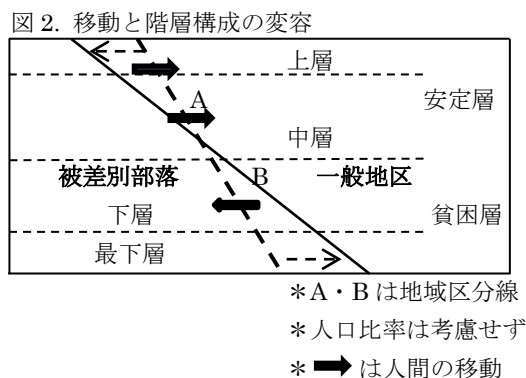
- 1) 岸, 2010, 76頁, 2009調査
- 2) 大阪市立大学, 2010, 20頁, 2009年調査.
- 3) 大阪市立大学, 2011, 23頁, 2010年調査.
- 4) 大阪市立大学, 2011, 23頁, 2000年調査.
- 5) 大阪市立大学, 2011, 23頁, 2010年調査.

図 1. 階層分化と空間移動（先行研究）



このような解釈の妥当性を得るには、次の事柄の立証が必要になる。一つ、被差別部落民が全体に困窮化していること。二つ、安定層が被差別部落から転出していること。三つ、外部から貧困者が転入していること。筆者が参照した報告書で論文では、概略、それらの事実が確認されている。ただし、それらの事実が綿密かつ系統的に立証された（まで）は言い難い。もう一つ、解釈の問題がある。上記のような解釈には留保が付く。被差別部落民は階層分化している⁵⁾。被差別部落に貧困層が増加している。

同時に、そこには安定層もいる。被差別部落から転出した安定層は、ほんの一部かもしれない⁶⁾。前掲表 1 の B 地区では、安定層が 3 割半に及ぶ。前掲表 2 の湘南市では 4 割を超える。このような階層分化の過程を図示すると、図 2 のようになる。今、被差別部落の階層構成は、ライン A からライン B に傾斜しつつある。これが被差別部落の実態である。先行の報告書や論文では、貧困層の増加を強調する余り、この自明の事実が忘却されている。ところが、安定層に注目する分析的な意味は大きい。それは、被差別部落民が丸ごと貧困者とするステロタイプを崩すだけではない。まず安定層は、被差別部落民の「成功」モデルを提供する。即ち、どのような経済的・家族的な諸条件があれば、被差別部落民は「成功」できるのか。多くの被差別部落民は、なぜそれらの条件をもたないのか。何がそれを阻んでいるのか。この分析は、被差別部落民の地位決定メカニズムの解明となる。次に、安定層の存在は、被差別部落がコミュニティであることを意味する。被差別部落には、安定層を顧客とする経済的・社会的な諸制度が機能している。この点は後で再述する。最後に、被差別部落に安定層がいることは、一般地域における被差別部落民の住み辛さ（居住差別や人間関係の排除）の結果かもしれない。彼彼女らは、被差別部落から転出可能な経済力を持つ。実際、多くの安定層が転出している。では、なぜその他の人々は被差別部落に留まるのか。そこには、安定層が被差別部落を居住地に選択する積極的な理由がある。



アンダークラス

被差別部落民の「悲惨な」状態が、アメリカのアンダークラス（underclass）に重ねて解釈されたりする（妻木 2012）。ウィリアム・J・ウィルソン（William J. Wilson）は、1970～80 年代のアメリカ（北部）都市の黒人ゲットー（ghetto スラム）を分析した（Wilson 1987=99）。アメリカ経済の主流が製造業からサービス業へ転じる中、製造業の工場が他地域（中西部、南部）や外国に移転した。しかしゲットーの黒人は、移転した工場を追って移住することができず、学歴も技能もなく、新たな仕事に就業することもできず、失職状態でゲットーに取り残された。他方で、熟練した労働者階級の黒人は、工場を追って移住し、上層・中層の黒人もゲットーから出ていった。その結果、彼彼女らを顧客とする学校や病院、店舗等の諸制度が、機能停止した。政府行政は、貧しい黒人を救済しようと、就学・就業・生計の特別援助（affirmative action）を施行した。しかしその恩恵を受けたのは、援助を活かす諸条件を持つ下層・中層の黒人であった。最下層の黒人はその諸条件を持たなかった。こうしてゲットーには、無職の、結婚ができず（unmarriageable）、シングル・マザーの福祉（要扶養児童家族補助 AFDC）に依存し、犯罪行動に明け暮れる黒人男性が残った。ウィルソンは、この人々をアンダークラスと

呼んだ。そのゲットーは、コミュニティが解体し、犯罪が横行する社会的混乱（social dislocation）の状態にある地区として、社会から孤立していった⁷⁾。

被差別部落で、失業者や貧困層が増加している。彼彼女らが正規に雇用され、まともな（decent）賃金を得て生活を安定させることは、容易でない。また、貧しいシングル・マザーや高齢者が増加している。被差別部落のコミュニティの活力も、沈滞気味である。同和対策事業が行われたが、それで「成功」できたのは、一部の被差別部落民だけである。しかも彼彼女ら（の多く）は、被差別部落から転出していった。ところで、これらの類似点にも拘らず、被差別部落はゲットーではなく、被差別部落民はアンダークラスではない。被差別部落から転出した安定層は、その一部である。被差別部落は、安定層と貧困層から成る階層社会である。ゆえに、被差別部落にはコミュニティがあり、諸制度が機能し、人間関係も（ほとんど）統合されている。被差別部落は、犯罪が蔓延する解体地域でないし、社会的混乱の状態にある隔離地域でもない。上記のような、ゲットーと被差別部落に類似した現象はある。しかしそれを強調して、被差別部落をゲットーに重ね、被差別部落民をアンダークラスに重ねることは、アンダークラスの語の拡張としても不適切である⁸⁾。そこには、被差別部落民を丸ごと貧困層と見做すステロタイプに陥る危険もある。

ダグラス・S・マッセイ（Douglas S. Massey）とナンシー・A・デントン（Nancy A. Denton）は、ウィルソンのアンダークラス論を批判した（Massey and Denton 1993）。その骨子は次の通りである。アメリカの一般地域では、黒人に対する居住差別（residential segregation）が厳しく、豊かな上層・中層の黒人が、簡単にゲットーの外に転出できない状況にある⁹⁾。そのため彼彼女らは、ゲットーやその周辺に留まらざるをえなくなっている。それゆえ、ゲットーのコミュニティは解体しておらず、彼彼女らを顧客とする諸制度が機能し、まともな生活が営まれている。ゲットーに貧しい黒人は多いが、犯罪が極端に多いとは言えず、ゲットーが孤立した地域であるとも言えない。そもそも黒人問題の根本原因は、ウィルソンが言うような「人種の後退（declining of race）」（黒人の貧困の根本原因は、人種差別ではなく経済制度にあるという説）（Wilson 1980）にあるのではなく、人種差別とくにその居住差別にある。居住差別が、黒人を限られた空間に閉じ込め、彼彼女ら社会進出を阻んでいる。このようにマッセイらは、ゲットーに上層・中層の黒人がおり、コミュニティが機能しており、貧しい黒人はいても社会的に孤立してはいないと主張した¹⁰⁾。これに対して、被差別部落にも安定層の人々が住んでいる。しかし彼彼女らは、一般地域における居住差別のためというより、被差別部落が提供する経済的（例えばビジネス）・社会的（例えば相互扶助）な生活機能を選択するため、被差別部落に住んでいる（被差別部落民に対する居住差別は、もちろん厳存するが）。この点、アメリカの上層・中層の黒人と事情が異なる。

下層問題

被差別部落の安定層も、社会生活において種々の差別を被る可能性を免れない。そのような不利益のため、彼彼女らが貧困層に落層する可能性も免れない。しかし、被差別部落民の階層分化が進んだ現在、部落差別による不利益は、みな一様に被っているわけではない。「差別が部落出身者を等しく襲うわけではないのと同様に、差別の現実も均等に現れるわけではありません」（北口 2008:98）。部落差別による不利益を集中的に被るのは、（まずは）貧困層の人々である。また貧困とは、経済的な困窮を意味するだけではない。経済的な困窮は、社会参加の機会を奪い、人々の生きる士気さえ打ち砕く。

貧困層には、彼彼女らを貧困の罠（poverty trap）に捕え、そこからの脱出を阻む経済・社会的な諸要因の（累積効果）が集中する。また彼彼女らを、世代を超えて貧困の罠に閉じ込める（履歴効果）が集中する。話はこうなる。被差別部落の貧困層にこそ、貧困とその諸結果が集中している。ゆえに、彼彼女らが置かれた境遇、彼彼女らが抱える諸問題を積極的に（下層問題）として定立してこそ、今日の部落問題（研究）の課題を鮮明にすることができる。部落解放運動が、最下層の被差別部落民を照準にした運動であるとすれば、下層問題が、運動の中心に位置づくはずである。以下、下層問題の中身について考察する。

2. 被差別部落民の貧困

累積効果と履歴効果

本稿は、被差別部落の下層問題として貧困問題に焦点を絞る。そして、被差別部落民を貧困の罠に捕え、被差別部落に貧困が蓄積する過程について考察する。生活に困窮し、そこから脱出できない人は、被差別部落だけではなく、一般地域にも大勢いる。貧困者が集住する地域は、被差別部落以外にもある。ゆえに、被差別部落の下層問題を解くには、「被差別部落の貧困」の特徴を読み込む必要がある。「格差だけを調査するのではなく、もっとふみこんで、なぜこんな差別がいまなお起こってくるのか、（中略）、それを分析できるような調査にしてくれと言ってきました」（松岡徹発言）（組坂他 2002: 18）。被差別部落の貧困は、一般の地域や人々の貧困とどのように異なるのか。そこには、どのように部落差別が貼りついているのか。

被差別部落における貧困の蓄積は、経済・社会・文化的な諸要因の複合的な作用の結果であり、被差別部落民の貧困は、それら諸要因が個々に（とくに人々の生育家族で）作用した結果である。貧困は、諸要因の作用を介した「差別の結果」である。奥田均は、被差別部落に矛盾が集中する仕組みを「縦の悪循環構造」、即ち「厳しい生活実態の世代間転移」、及び「横の悪循環構造」、即ち「部落住民の移動（転出入）」として説明した（奥田 2009: 146）。そして被差別部落は、「社会の矛盾や人権の課題をいっそう集中的に部落へ招き寄せている」（傍点は引用者）とした（奥田 2009: 154）。妻木進吾は、被差別部落に蓄積する貧困を、「かねてから貧困が地域的に集積していたことによる」履歴効果、及び「経済的要因と歴史・文化的要因が作用した」累積効果の結果であるとした（妻木 2012: 489, 498）。

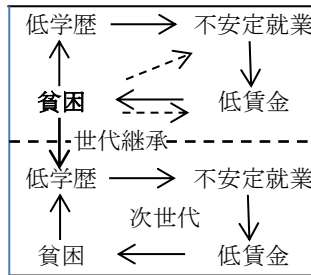
即ち、生産手段を持たない、就業機会から排除される等の「市民的権利が保障されず、主要な生産関係から除外された」状態が、被差別部落に貧困の集中を生じ（履歴効果）、その経緯に拘束されつつ、今、経済・社会・文化的な諸要因が貧困を再生産している（累積効果）。「同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである」（同和对策審議会答申 第一部 同和問題の認識 1. 同和問題の本質）。具体的に、「経済的な不安定さは日常生活のさまざまな面で影響を及ぼす。家族員の病気、リストラ、不和、離再婚など、

落ち着いた家庭生活を困難にする不安定要因が重複して覆いかぶさっている」(西田 2006: 28)。岸政彦は、これと同じ過程を「身分的差別と経済的貧困からなる」(複合下層)と呼んだ(岸 2010a: 73)。ところで、諸要因(差別の原因)はどのように作用しあったのか。身分的要因と経済的要因はどのように複合しあったのか。換言すれば次のようになる。即ち、被差別部落に見る「差別の結果」(一般社会との格差として現れる貧困)は、どのような「機会の不平等」(親から継承されかつ制約された生活構造)から生じたのか。その因果関係が問われなければならない。「残念ながらこれまでの同和地区生活実態調査は、地域間の格差としてあらわれる(結果の不平等)を中心とした分析が多く、それと差別との連関や、(機会の不平等)との関連を明らかにするという視点は弱かったのではなかろうか」(内田 2006: 85)。それは具体的に、循環・集中・履歴・累積・複合の中身を問うこと、そして、それらと部落差別の関係を問うことである。それに応じてこそ、「構造としての部落差別」を解き明かすことができる。ところで、上記の問いは 2 つの場面で生起する。個人(「貧困のサイクル」と地域(「貧困層の流水池」)である。

貧困のサイクル

新自由主義の経済環境の下、資本は非正規・低賃金の雇用を進め、また、新たな知識・技術の職種を拡大した。多くの被差別部落民は、貧しい生育家族に育ち、低学歴で、そのため正規就業が叶わず、新たな職種へ適応できず、低賃金の仕事に就業するしかなかった。さらに、新自由主義は小さな政府を生じ、公共事業を削減させた。そのため、多くの被差別部落民が建設・土木等の仕事を失った。こうして、多くの被差別部落民は、低賃金または無収入ゆえの貧困生活に陥った。図 3 を見られたい。〈貧困〉は、低位な生活と乏しい社会参加、狭い人間関係、それらを「運命」と見做す慣性的な(一度突き動かされたら止まらない)人生観を生み出す。貧困は生活であり、文化であり、価値観である。まず、貧困は学業へのモラルを奪う。次に、〈貧困〉は仕事の夢を奪う。貧困者は、希望の仕事のハードルを下げる(破線矢印)。次に、〈貧困〉は消費設計を奪う。貧困者は、今ある金で暮すしかない(破線矢印)。最後に、〈貧困〉はそのような生活様式(way of life)を慣性化する(当然の運命と思わせる)。このような貧困が、次世代の子どもの低学歴を生じ、子どもは親と同じ道を歩んでいく。「困難な家庭出身者が早い時期に学校教育から離れ、遊びの世界に参入、学歴が低く資格もないために労働市場からはじき出され不安定な状態に留められる。同時に、ジェンダー、家族生活や職業に関するモデルの限定性のために、リスク、困難の多い大人の生活への移行が当たり前のものとして受け止められている」(西田 2009: 30)。このような過程の全体を、ここでは〈貧困のサイクル〉(cycle of poverty = 貧困の連鎖)と呼ぶ。これが、被差別部落民の貧困化に作用する諸要因の因果関連であり、〈累積効果〉である。「X(男性・19歳・中卒・アルバイト-引用者)は中学校卒業後、高校へは進学しなかった。そして卒業後 2、3 カ月経ってから、ようやく大工のアルバイトに就いたという。彼はこの仕事に約半年間従事していたが、上司との喧嘩をきかつけに辞めることになった。その後は、何もしていない期間を挟みながら、ガソリンスタンドや電気器具工場、スーパーでのアルバイトに従事するが、いずれも 1~11 カ月で辞め、最終的にはいわゆる「NEET」の状態となった」(フリーター問題研究会事務局 2004: 36-37) 11)。

図 3. 貧困のサイクル



ただし、この図には留保が付く。このような貧困のサイクルは、被差別部落民の貧困に限られない。それは、貧困者が辿る一般的な貧困化の過程である。しかし同時に、そこには部落差別の軌跡が刻印されている。まず、貧困のサイクルの節目ごとに、部落差別ゆえの排除が影を落とす（親世代のような露骨な排除がなくなったとしても）。次に、このサイクルは、被差別部落の〈履歴効果〉の下で成立している。貧しい生育家族は、親の低収入の産物である¹²⁾。低収入は、「主要な生産関係から除外された」仕事の低賃金の結果である。生育家族の貧困は、経済的に子の進学を阻み、学業への士気を砕く。低学歴は知識・技術の獲得を阻み、正規の労働市場（主要な生産関係）への参入を阻む。即ちここで、親の貧困のサイクルが子へ移譲される。次世代の子どもの低学歴を生じ、子どもは親と同じ道を歩んでいく。「本人が低学歴であると高い学歴達成を期待しない。学歴が親世代から子世代へと再生産されていく可能性、特に子どもが女子の場合にその可能性が高い」（内田 2010b: 36）。そして、親の貧困のサイクルの源に、部落差別ゆえの「主要な生産関係からの除外」がある。

こうして貧困は、被差別部落民を低位な生活に閉じ込める「鉄の檻」となる。彼彼女らは、貧困のサイクルを脱出できず、生涯その世界に留まる。サイクルは、貧困・低学歴・不安定就業の姿を変えて、次世代に引き継がれていく。これが、「子ども期の貧困が及ぼす不平等の再生産構造」（内田 2010c: 50）であり、「生育家族の困難が低学力・低学歴という形で若者自身の困難へと変換／移転され、不利が不利を呼ぶ形で困難が重層化し、フリーターとして析出される、不平等の世代間再生産のプロセス」（妻木 2008: 72）である。このような貧困の世代間移譲の過程が、〈履歴効果〉である。これらすべて、即ち、世代間・世代内の貧困生成の全体過程が、「部落差別の構造」である。「（その学歴構造のゆえに－引用者）生涯にわたり労働力人口から疎外されている実態は、部落差別の結果であり、労働市場の制度的差別であり、部落差別が累積されている労働市場からの締め出しを生じさせている」（部落解放同盟大阪府連合会 2001: 176）。

同和対策事業

政府は、被差別部落民の貧困のサイクルを断つ目的で、1969 年以降、同和対策事業を行ってきた。その事業の一つに、若者に対する就学援助（解放奨学金）があった（どれほどの若者が奨学金を受けたかは不明である）。奨学金は、貧困家庭の若者の就学の機会を広げた。そして若者は、安定した仕事に就業し、まともな（decent）賃金を得て、安定した生活を達成した（どれほどの若者がこの「成功」を得たかは不明である）。これが、就学援助の一般的な「成果」である。図 4-1 を見られたい。同和対策事業にもう一つ、就業援助（仕事斡旋）があった。就業援助は、貧しい生育家庭ゆえに低学歴であ

った人々に安定就業の機会を与えた（新卒の若者だけではなく、下層の諸職種に就業していた人々が公務員の現業職を得た）。安定就業はまともな賃金を保障し、それは安定した生活を可能とした。これが、就業援助の一般的な「成果」である（どれほどの人がこの「成功」を得たかは不明である）¹³⁾。図4-2を見られたい。同和対策事業は2002年に終了した。それとともに、就学・就業援助も廃止された。そして、新たに就学・就業をめざす人々は、援助を受けることができず、ふたたび貧困のサイクルに捕われていった。「不安定雇用へと析出されがちな低学歴層の厚みが、同和対策による安定雇用へのルートが閉ざされた結果、ストレートに不安定就業層の厚みとして現れることになったのではないか」（大阪市立大学2010: ii）¹⁴⁾。図4-3を見られたい。

図4-1. 同和対策事業の援助

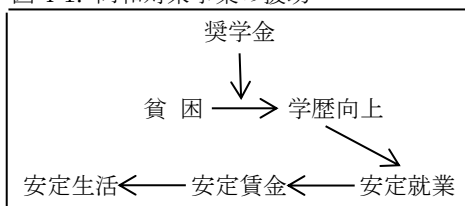


図4-2. 同和対策事業の援助

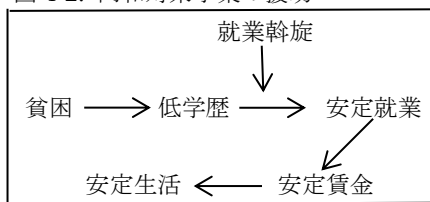
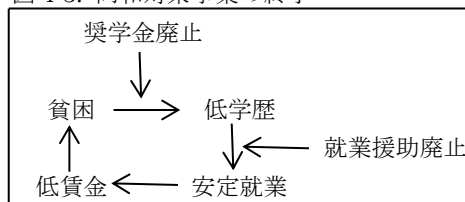


図4-3. 同和対策事業の終了



これが同和対策事業とその後である。同和対策事業は、被差別部落民の全般的な生活向上に資した。しかし同時に、それは、被差別部落民の階層分化を促した。同和対策事業の目的は、被差別部落の産業・経済基盤を近代化し、被差別部落民を近代的な労働者に育成することにあつた。即ち、「（前略）地区の停滞的過剰人口を良質の労働力として育成して近代産業部門に就業せしめる人的能力の開発が必要である。特に新規学卒の若年労働者に重点を置いて積極的に実施すること」「わが国産業経済の助成発展にたいして近代的企業として存立しうる条件を持つもの、あるいはその可能性を有するものに対しては、特別の助成及び融資等による保護育成の方針をとり、衰退産業部門に属する過小零細企業で早晚没落の運命を免れえないものに対しては、職業の転換を円滑に推進する等の諸施策を行なうこと」（傍点は引用者）であつた（同和対策審議会答申 第3部 同和対策の具体案 3 産業職業に関する対策）。この結果、被差別部落民と一般市民の学歴や就業の格差は、縮小の方

向を辿った。それが、同和対策事業の終了により、格差がふたたび拡大の方向に向いた。この事態が、被差別部落民の再不安定化（re-destabilization）と呼ばれている（妻木 2010a: 2）。「かつての『貧困層が固定化』した被差別部落の状況が再来しています」（傍点は引用者）とも言われる（北口 2009: 78）。しかし、「再不安定化」「再来」の言い方は正確ではない。同和対策事業の目的が、被差別部落の産業構造を近代化し、被差別部落民を近代的労働者に育成することにあつたとすれば、それは、被差別部落民を、事業が成功する人と没落する人、近代的労働者になれる人となれない人へ選別することになる。同和対策事業は、被差別部落民の階層分化を促す施策であつた。「戦後の解放運動と同和対策事業の展開によって、地域内部での階層が分化した」（傍点は引用者）（岸他 2011: 31）。「（技能研修等の）恩恵を受ける高学歴・高技能者と、労働市場から排除される未熟練者との両極化は、今後ますます鮮明となる」（傍点は引用者）（部落解放同盟大阪府連合会 2001: 176）。同和対策事業は、資本主義的な競争原理に棹差すどころか、それに則つた事業であつた。こうして、事業が没落した人や「成功」しなかった人が、被差別部落に生み出され、滞留するのは必然であつた。留意されるべきは、被差別部落民の生活全般の向上が、貧困のサイクルを壊すに（遠く）及ばず、彼彼女らの人生の「成功」への転軸手にならなかつたことにある。「就業における偏り・不安定さ・低位さがほぼ解消されたかに見える状態が一時的なものに過ぎず、今後、再不安定化する可能性」がある（妻木 2010a: 94）。同和対策事業の終了とともに、被差別部落民の困窮する状態は、たちまち「元へ戻つた」。貧困のサイクルは、それほどに強靱である。そこに、部落差別の根強さ、そのインパクトの頑固さがある。同和対策事業が教えたのは、このことであつた¹⁵⁾。新自由主義の経済環境が、被差別部落民の生活を一般市民よりも早く、強く圧迫したのも、そのためであつた。

3. 被差別部落の貧困層

下層の人々

やや古い（1999 年の）データであるが、次のような数字がある（部落解放同盟大阪府連合会 2001: 5-12）。大阪府内の被差別部落において、生活保護の受給世帯が全世帯の 14.04%（関係市町は 2.83%）で¹⁵⁾、その内 10 年以上の長期受給世帯が 40.0%で、そこに高齢・傷病・障害者世帯が多く、住民税非課税人口が 54.6%（関係市町は 47.5%）で、保険料免除者が 26.1%（関係市町は 12.2%）であつた。貧困者の中心を占める高齢者（65 歳以上）の人口比率が 16.2%（関係市町は 13.6%）で、外国人登録者の人口比率が 9.3%（関係市町は 2.4%）で、内韓国・朝鮮籍が 6.4%（大阪府は 1.7%）¹⁷⁾であつた。これらの数字によれば、貧困者は、関係市町（または大阪府）と比べて被差別部落で顕著に多い。それは、被差別部落民の世帯年収が低い事実に対応する。同調査で、年間収入が 200 万円未満の世帯が 31.9%（大阪府は 14.6%）、400 万円未満の貧困層が 57.6%（大阪府は 37.0%）であつた（部落解放同盟大阪府連合会 2001: 163）。このような実態の趨勢は、2000 年代以降の（大阪市内の）被差別部落調査でも変わらない。前掲表 1 の A 地区の失業率は、30.4%（2009 年）、B 地区 13.7%（2009 年）、C 地区

23.3%（2010年）であった（大阪市 6.9～7.2%）。被差別部落の貧困層は、非正規就業または失業状態にある若者層、母子・父子世帯、障害者世帯、高齢核家族世帯、外国人世帯等で構成される。

次に、被差別部落の世代的な下層構造は、次のように素描される。若年層は高学歴層と低学歴層に分かれ、後者の多くは不安定就業者になっている（大阪市立大学 2011: 35）。「日本社会全体で雇用の不安定化が急激に進行する中、同和対策事業の終焉により、安定化への梯子が外される——（前掲表 1 の）B 地区の若者が直面したのは、このような二重の不安定化の圧力であった」（大阪市立大学 2010: 3）。今や高学歴の若者でさえ、「安定化への梯子」が外されている。これに対して、中高年層は、「学歴は低いが就業は相対的に安定している」（大阪市立大学 2011: 1）。そこには、この世代の公務員への優先斡旋が影響している。しかしその彼らも、定年で退職すれば、不安定就業層に加わることになる（妻木 2012: 496）。他方で、同和対策事業の恩恵を受けなかった中年層の就業状態は厳しい。年収 200 万円未満の世帯が、40 歳代の世帯主で 41.7%、50 歳代で 37.7% という数字もある（大阪市立大学 2010: 22）。最後に、最大の貧困世代は高齢層である。被差別部落で高齢者が増加している。前掲表 1 の C 地区で、65 歳以上の人が、1995 年に住民全体の 19.1%（大阪市 14.1%）であったが、2005 年に 35.6%（大阪市 20.1%）を占めた。同地区で、高齢者世帯が 43.6%（大阪市 26.6%）に及ぶ（大阪市立大学 2011: 2, 20）。高齢者の増加には、3 つの原因が推定される。一つ、家族構成が少子化したこと。二つ、被差別部落から転出した人々が、親を残して世帯分離したこと。三つ、被差別部落の外部より高齢者が転入したこと。高齢者増加の大きな部分は、被差別部落の人口移動の結果である。この点については後で再述する。高齢者の貧困の実態は、岸による（前掲表 1 の）A 地区の記述に生々しい。ここに、「衝撃的な」高齢者の現実（の一端）が示されている。少し長いが引用する。「世帯主が 65 歳以上の世帯を抜き出すと 178 世帯で全体の 5 割以上にもなる。このうち年金を受給しているのが 8 割、生活保護が 3 割である。年金を受給できていない高齢者世帯が多数存在しているが、これは現役世代のときに長い間非正規雇いで働いてきて無年金状態だったことをあらわしている。実際に、65 歳以上の個人を抽出してみると 236 名（全体の 33.9 パーセント）になるが、このうちの 49 名、20.8 パーセントが年金を受給していない。その理由は、一部の外国籍を除いたほとんどが『非加入』というものである。非正規雇用として労働市場から排除されることで、保険や年金という社会保障制度からも排除されてしまっていたのだ。同時に、A 地区の高齢者は何らかの障害を抱えている人びとも多い。障害者手帳を保持すると答えた高齢者は 35 名で、高齢者 236 名のうちおよそ 15 パーセントにあたる。高齢者のうち働いて何らかの収入の手段を持っているものはわずかに 22 名で、全員が年収 150 万円未満である。世帯収入をみると、世帯主が 65 歳以上の 178 世帯の収入は、25.8 パーセントが 100 万円未満、39.3 パーセントが 100 万円以上 200 万円未満で、あわせて 65 パーセントの世帯が年間 200 万円未満の世帯収入で暮らしていることになる」（岸 2010b: 202-203）。

流水池の役割

被差別部落に貧困（者）が蓄積している。それは、被差別部落民が全般的に困窮化した上に、安定層や高学歴層が被差別部落から転出し、外部から貧困者が転入する人口移動により生じた。奥田

均は、応能応益家賃制度¹⁸⁾に変わった公営住宅（同和住宅）が、「『安定層』を排出し『不安定層』を吸収する『巨大なポンプの役割』」（奥田 2002: 34）を果したという¹⁹⁾。「所得が全国の所得分位 25%を超えると住宅募集への応募さえできなくなった」（妻木 2012: 498）。このため安定層が外部へ転出し、その後外部から低所得の人々が入った。「（公営住宅法が傾斜家賃に改正され－引用者）かつての改良住宅・同和向け公営住宅が市営住宅として一般開放されつつあり、近年の公営住宅法の改正によってその入居者が社会的に不利な立場に置かれた人々に絞られる傾向も強まっている」（内田 2010a: 26）、即ち、「地区移転に拍車がかかる、この流出によってできる空き家に生活困窮層が入ってくる」（奥田 2004: 35）。1999 年に、大阪府の公営・改良住宅の入居率は 54.6%（空き家率 45.4%）で、入居者の年間収入が 200 万円未満の世帯が 36.6%、300 万円未満が 52.8%であった（部落解放同盟大阪府連合会、2001: 18, 20）。公営住宅が人口転出・転入の舞台となった。ここでは、このような公営住宅及び被差別部落を「流水池の役割」と喩えておく²⁰⁾。

被差別部落の安定層が外部へ転出している。「複数の B 地区（匿名は引用者）の運動団体関係者によると、地区外に転出した当時 30 代層の中には、解放運動や同和对策の成果として高い学歴達成、安定した職業的地位達成を実現した人が少なくない」（大阪市立大学 2010: 4）。「部落外居住層は、比較的若年で、核家族世帯、特に夫婦と子の世帯の割合が高く、持ち家居住の割合が高い。さらに、世帯年収も『700～1000 万円』がピークとなっており、安定した層が多いと考えられる」（内田 2010b: 32）。では、これらの人々の転出理由は何だったろうか。前掲表 1 の C 地区の調査で、地区外生活経験者が答えた転出理由は、「結婚のため」（41.2%）「仕事のため」（27.1%）「親の都合で」（16.5%）が大半を占めた（大阪市立大学 2011: 50）。「結婚のため」「親の都合で」の多くは、地区内の住居が狭く、また他に住む場所がなく、世帯分離と同時に外へ出た人だろう。その場合の転出先は、被差別部落の周辺地域になるだろう。「ある程度安定した職業を得て結婚し、子どもが大きくなると、60 年代や 70 年代に急造されたレベルの同和住宅ではどうしても生活しにくいという現実がある。そのため、教員や公務員、会社員などになった住民たちは、周辺に流出して一戸建てやマンションを購入するようになっていく」（岸他 2011: 31-32）。「仕事のため」の人々はもとより、これらの人々には転出が可能な資金力がある。地区内で辛うじて生活を凌ぐ人々には、転出は叶わない。

被差別部落に貧しい人々が転入している²⁰⁾。「原住民より低位な人々」、即ち「高齢者単独世帯、高齢夫婦世帯、母子家庭世帯、低位な学歴・世帯収入の人」（奥田 2009: 152）が、「個人的・家族的、あるいは共同体的なつながりをたどって移り住む」（岸 2010a: 78）。「基本的に（前掲表 1 の－引用者）A 地区に転入してくる人びとは、例えば在日コリアンや奄美・沖縄出身者などの民族的マイリティであったり、障害者や高齢者、あるいは出所者などの社会的スティグマを背負った人びとであったり、あるいはまた、周辺の一般地域で何らかの理由で貧困に陥った人びとである。高齢者も含めて、A 地区には貧困の問題だけではすまされない人びとが数多く暮らしている」（岸 2010: 204）。前掲表 1 の C 地区の調査で、同地区に「住み続けたい」と答えた人は全体の 83.1%を占め、その内 61.7%の人が、世帯年収 200 万円未満であった（大阪市立大学、2011: 63）。地区への永住希望の理由は、「生活条件がいい（便利、安い、風紀・治安等）」が回答者の 51.4%、「家賃が安い」14.8%であった（大阪市立大学 2011: 65）。これらは、外から貧しい人々を被差別部落へ吸引する生活条件となっている²²⁾。

被差別部落から安定層が転出し、貧困層が滞留し、そこへ外から貧しい人々が転入する。「都市部の部落では、この間の行政的な施策もあって収入が安定してきた層が部落から出ていき、低所得層と高齢者層だけが部落にとどまっているという傾向が顕著に出てきています」（西島発言）（組坂他2002: 28）。このような居住者の交替が、（おもに）公営住宅を舞台に行われた。「部落居住層では、高齢者世帯・単身世帯が多く、年収が低く、府・市町経営の賃貸住宅（改良住宅）居住の割合が高い」（内田2010b: 32）。「（地区の公営住宅入居者の－引用者）世帯年収をみると、市全体で『200万円未満』が23.4%のところ、市営住宅では71.1%と3倍の違いがあり、なかでもN地区（匿名は引用者）の『100万円未満』が4割を超えている。これは、市全体の6倍以上であり、かつ他市営住宅と比べても2倍近い割合であり、部落における低所得層の集中化が顕著である」（寺川 2011: 65）。こうして、被差別部落に貧困層が増加する。

4. 至らぬ説明

本稿は、大阪市の被差別部落の調査報告と論文を基に、被差別部落民の階層分化と下層問題について考察した。いくつかの新たな指摘はできた。しかし、本稿の目的が十分に達したとは言いがたい。一つ、被差別部落民の階層及び貧困の分析が、十分でない。まず、階層概念の問題がある。本稿は、階層区分の指標に世帯年間収入を取った。では、職業的地位、就業上の地位はどうか。世代内・世代間の階層変動はどうか。次に、貧困概念の問題がある。貧困には、相対的／絶対的、一時的／慢性的、世帯の／個人の、浅い／深い（貧困ギャップ poverty gap）等の尺度がある。被差別部落民の貧困をどの指標で測定するか。貧困の性質と中身を問うことが必要となる。それらに応じて、人々の階層の決定過程と意味が明確になる²³⁾。二つ、被差別部落民を貧困へ陥れる諸要因の因果分析が、十分でない。本稿は、貧困・低学歴・不安定就業・低賃金から成る貧困のサイクルを示した。そして、包括的な貧困概念に言及した（経済的貧困が人々の生活態度や価値観に与えるインパクト）。諸要因の因果関連を説明するには、人々の状況の定義（definition of situation）（貧しい境遇にあることをどう思っているか＝主観的な貧困認識）の分析が必要となる。人々の態度や価値観が、貧困→学歴→仕事→収入に介入し、それらを繋ぐ。本稿は、被差別部落民の主観的世界の分析を除外した。三つ、被差別部落民の社会移動の分析が、十分でない。安定層のどの部分が、外部のどこへ転出したのか。どの部分が、なぜ被差別部落に留まったのか。外部の貧しい人のどんな人が、どこから被差別部落のどこへ、どのように転入したのか。それらの移動は、公営住宅でどのようにあったのか。これらの実態は、先行の報告や論文でも立論の要に当たる（「貧困のポンプ」）。にもかかわらず、その分析はまったく不十分である。四つ、これら貧困・階層・移動と部落差別の関係の分析が、十分でない。それらに部落差別がどのように貼り付いているのか（影を落しているのか）。貧困のサイクルは、どのように世代間継承されたのか。被差別部落の貧困の源はどこへ遡るのか。本稿は、それらの解釈が不十分である。これらの難点は、ひとえにデータの不十分さに起因する。本稿は、先行の報告・論文を基に議論を行ったが、分析の要点でデータが途切れる。本稿のすべての論点が、まだ仮説に留まる。いずれ本稿の目的に基づき、諸要因の因果関連が立証可能な実態調査を期したい。最後に、もう一つ重要な問題がある。大阪市の被差別部落の

経験は、全国の被差別部落民へどこまで一般化できるのか。多様な被差別部落にあって、下層問題のあり様は、互いにどう異なるのか。これらに応えるには、全国の被差別部落の調査データが必要となる。そして下層問題の多様な形の分析と、その類型的説明が必要となる。

被差別部落民が階層分化し、多くの人々が困窮の度を深め、被差別部落に貧困層が蓄積している。それは自明の事実として認識され、それが部落差別の結果であることも認識されている。「部落差別を存続させるようなシステムや、長期間の部落差別による累積的差別を積極的に撤廃するような社会システムが存在しないことが（被差別部落の生活の諸課題の－引用者）主要な原因と捉えてきました」（傍点は引用者）（北口 2009: 83）。にもかかわらず、被差別部落の諸課題を解決する方向は、「そうした条件整備を特別措置による取り組みではなく、一般施策の活用によって推進すべきであり、必要な現行施策が欠落している場合には、新たな施策を構築する必要があります」（傍点は引用者）とされている（北口 2008: 99-100）。被差別部落の下層問題の解決方向は、それに照準を合わせ、その固有の問題機制を分析し、解体の指針を示すことしかない。しかし議論はそうなっていない。「私たちは、部落への『特別措置法』をさらに求めることはしませんが、生活実態についても残されている課題は多岐にわたっているわけですから、これに対する取り組みはこれからも強力にすすめるべきです」（組坂繁之の発言 傍点は引用者）（組坂他 2002:13-14）。なぜ特別措置ではなく一般施策なのか。認識と指針が分裂している。被差別部落民とは、「歴史的・社会的に形成された被差別部落に過去もしくは現在において居住したもしくは居住しているという事実によって、部落差別を受ける可能性を持っている人」である（傍点は引用者）（谷本 2001: 89-90）。とすれば、「部落差別を受ける可能性」の実態的基盤をどう解体するのか。それが問題になるはずである。

[注]

- 1) 妻木は、国勢調査の小地域区分は被差別部落と一般地域を含む場合があるが、それでも、小地域集計により被差別部落の実態を把握することができるとしている（妻木 2010c）。
- 2) 大阪市以外の被差別部落調査について、次のものを参照した。大阪府八尾市（寺川 2011）、広島県（福山市 2005, 2010）、兵庫県（部落解放同盟兵庫県連合会労働対策部 2007）（竹本 2008）、京都府（山田 2004）、鳥取県（鳥取県部落解放研究所 2005）（國歳 2007）、滋賀県（甲賀市 2007）、神奈川県（湘南市 2007,）。被差別部落の生活・貧困・階層等は、いずれの報告も、大阪市とおおむね同じ趨勢にある。とはいえ、大阪市の被差別部落をめぐる議論をただちに他府県に適用するには、被差別部落の形態や条件が多様に過ぎる。
- 3) これらの階層区分は、収入の格差を見るだけの操作的なものである。例えば、世帯年収400万円が「中層」または「安定層」といえるのかどうか。区分の現実的な意味をめぐる議論は、ここでは行わない。
- 4) 大阪市以外の被差別部落の収入階層は、例えば表 2 に見る通りである。ここでも、調査年や収入分類が異なる調査を含むとはいえ、地区により数字の開きが大きい。そこから次のことが指摘される。一つ、大阪市の被差別部落と比べて、最下層の比率が低い。その上で、多くの農村地区を含む県の

調査でやや高い。その解釈は留保する。二つ、ここでも、貧困層の比率が5割～8割に及ぶ。

表2. 各地の被差別部落住民の年間収入

万円	甲賀市 ¹⁾	湘南市 ²⁾	
200未満	31.0	36.9	
200-400	31.6	15.3	
400-900	24.8	31.5	
900以上	6.3	9.9	
兵庫県 ³⁾		鳥取県 ⁴⁾	
200未満	40.1	200未満	45.4
200-400	32.9	200-400	34.7
400-700	20.6	400-999	10.9
700以上	6.3	1000以上	0.4

1) 滋賀県甲賀市, 2007, 56頁, 2006年, 世帯収入調

2) 神奈川県湘南市, 2007, 65頁, 2006年, 世帯収入

3) 部落解放同盟兵庫県連合会, 2007, 10頁, 2006年, 雇業者の世帯収入

4) 鳥取県部落解放研究所, 2005, 56頁, 2005年, 有業者の年間

- 5) 被差別部落民の階層分化は、被差別部落の多様化と同時進行である。『特別措置法』のもとで、環境改善が進んだ部落と、ほとんど環境が改善されていない部落との全国的な違いがむしろ大きくなっています。また、ひとつの部落の中でも、かつてはみんなが貧しかったのが、いまは、一定安定した収入がある層とやはり非常に貧しい層への分化がはっきりしてきています」(西島藤彦発言) (組坂他2002: 26)。野口道彦は、地域、職業、系譜的連続性を指標に、被差別部落を7つに類型化した(野口2000: 106)。本稿が扱うA地区、B地区、C地区は、それと言えば「属地型」になるだろうか。
- 6) 広島市内の被差別部落でも、近年に、多くの安定層が地区から転出したという話は聞かない。かつて「成功」した人が転出した例は、いくつかあった。しかし多くの安定層は、地区に住んで、ビジネスを行い、コミュニティ生活を送っている。高学歴の若い世代で転出する人はいるが、その数は少ない。大きい都市部落には、人々を地区に留める「地区内経済」と「自足的なコミュニティ」がある。
- 7) ウィリアム・A・ケルソ(William A. Kelso)も、消費財の製造工場の閉鎖により黒人の未熟練労働者が解雇され、それが黒人地区での貧困の増加を招いたとした(Kelso 1994)。彼も、ウィルソンと同様、人種ではなく経済要因が黒人地区の貧困増加の根本原因であると見た。
- 8) 他方アメリカでは、アンダークラスを「危険な階級」と見做す偏見が強く、それに対する批判も多い。ウィルソンは、アンダークラスの語を、そのイデオロギー性を払拭し、都市の最下層の黒人を分析する社会科学的な概念として再構築した。
- 9) アメリカで黒人ゲットーが現れたのは、20世紀初頭に、南部から北部都市に移住する黒人を白人居住地から排除する土地不動産の法と慣行が、一般化して後のことであった(Reynolds 1991)。そのような法と慣行こそ、貧困が集中する黒人ゲットーの歴史的な源であった。この事実は、居住差別を強調するマッセイとデントンの主張を補強する。
- 10) リンカーン・キリアン(Lincoln Quillian)は、黒人やヒスパニックの地域に貧困が集中する因は、人種隔離一般(Massey)と人種内での貧困者の増加(Wilson)に加え、とりわけ、他の人種の上層・中層が彼彼女らを排除することにあるとした(Quillian 2012)。
- 11) 引用文中の漢数字は、すべて算用数字に変換する。以下同じ。

- 12) フリーターの被差別部落の若者調査で、困難な就業状態にある若者の父親の職業は、「建設作業員、トラック運転手、ガードマン、タクシー運転手、清掃作業員などで、臨時・日雇」が多かった（妻木 2005: 27）。これらは不安定で低収入の仕事であるが、父親たちは、それも「仕方ないこと」と思っていたことだろう。
- 13) 妻木は、ロバート・N・パットナムの著作（Patnum 2001=06）を参照して、同和対策事業が「お金が右から左へと流れていく『フローの生活』」「互助・助け合いという履歴効果」「何とかやり過ごす getting by」生活態度と、それを可能にする「結束型社会関係資本」、「部落解放運動による集団的向上」を生じ、それが「個々の達成による向上戦略」を阻んだという（妻木 2012:498）。ただし、事業の心理的効果は、被差別部落民の階層により異なると思われる。安定層の人々は、事業により個人の向上心を高めたのではないか。同和対策事業の目的は、そのために「『積極的に前へと進む getting ahead』ための橋渡し型社会関係資本」（妻木 2012: 499）を育成することにあつた。
- 14) 前掲表 1 の B 地区で、男性の官公庁への就業率は、男性就業者で 24 歳未満 0.0%、25-34 歳 20.0%、35-44 歳 34.6%、45-54 歳 41.2%、55-59 歳 40.0%であった（大阪市立大学 2010: 79）。24 歳未満で、官公庁への就業がなくなっている。その優先的な斡旋がなくなり、公募試験に合格しなければ官公庁へ入れない。しかも全般的な就職難の中、官公庁の現業職に学卒予定者が応募するようになった（広島市の話。大阪市でも同じだろう）。被差別部落の低学歴の若者が官公庁に入ることは、ますます難しくなった。
- 15) 同和対策事業を大規模に施行したにもかかわらず、被差別部落の貧困者が増加した。部落解放運動は、この「意図せざる結果」をどう総括するのか。「被差別部落の貧困はそれほど根が深い」「経済環境が厳しすぎた」では、説明にならない。肝要なことは、同和対策事業（同和行政）自体の理解にある。そこには、被差別部落の「近代化」と部落解放運動という、根本から問われるべきジレンマがある。
- 16) 生活保護の受給者の比率は、9.3%（関係市町は 1.9%）であった（部落解放同盟大阪府連合会 2001:7）。この調査は、1999 年に大阪府内の 48 の被差別部落（42,791 世帯、95,468 人）について行われた。
- 17) 在日韓国・朝鮮人が住む、または彼彼女らの集住地と隣接する被差別部落は、多い。近年は多くの被差別部落で、フィリピン人や中国人等の新来外国人が増加している（広島市でも）。被差別部落民と結婚して定住する新来外国人も、少なくない。多くの在日韓国・朝鮮人と同様、彼彼女らも被差別部落の貧困層の重要な部分を占める。被差別部落のエスニシティ問題は、下層問題と関わって、未解明の重要課題である。いずれその調査を期したい。
- 18) 公営住宅法第 16 条に、「公営住宅の毎月の家賃は、毎年度 入居者からの収入の申告に基づき（応能－引用者）、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ（応益－引用者）、かつ、近傍同種の住宅の家賃（中略）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める」とある。
- 19) 岸は、同和対策事業の時期の被差別部落が、貧しい人を「外から受け入れ、中産階級にして外に出す」「ジャンピングボード」として働いたとする（岸 2010:206, 207）。しかし、例外的な話とはともかく、原住民でなく、外部から転入した人で、どれほどの人が被差別部落で中産階級になって外部へ

- 転出したろうか。同和対策事業の時期でさえ、被差別部落にそのような力があっただろうか。
- 20) ポンプは水（安定層）を池（被差別部落）から汲み出す。というより、流水池は流れる（流入する）水（貧しい人々）を池（被差別部落）にプールする。
- 21) 大阪府の被差別部落で、1999年に、原住民 32.0%、来住者 67.8%であり、その内Uターン者が 22.3%であった（部落解放同盟大阪府連合会 2001: 27）。
- 22) 前掲表 1 の B 地区への転入者の転入理由は、「結婚のため」51.1%、「親の都合で」19.1%、「住宅の確保のため」18.1%、「就職のため」5.3%であった（大阪市立大学 2010: 31）。「結婚」「親の都合」を見ると、転入者には若年層が多いことが窺える。この人々は、不安定な就業状態にある貧しい若者だろうか。
- 23) 階層区分や貧困測定の研究は、経済学、社会学に豊富な蓄積がある。被差別部落民の階層・貧困研究に、それらが積極的に援用されなければならない。

[参照できた被差別部落の実態調査]

- 福山市 2012,『2010年度 福山市同和地区実態把握』
——2005,『2003年 福山市同和地区実態調査報告書』
- 部落解放同盟兵庫県連合会労働対策部 2007,『兵庫県被差別部落の就業実態と課題（概要）』
- 部落解放同盟大阪府連合会 2001,『2000年部落問題実態調査分析プロジェクト報告書』
- 部落解放同盟中央女性対策部 2005,『被差別部落女性アンケート調査報告書』
- 岸政彦 2010a,『『複合下層』としての都市型部落－二〇〇九年度大阪市日之出地区実態調査から』『部落解放』解放出版社 628号 72-81頁。
—— 2010b,『貧困という全体性－『複合下層』としての都市型部落から』『現代思想』青土社 196-208頁。
- 岸政彦・齋藤直子・村澤真保呂 2011,『大阪の被差別部落地域における生活実態調査』『国際社会文化研究所紀要』13号 龍谷大学国際社会文化研究所 19-33頁。
- 甲賀市 2007,『甲賀市総合実態調査報告書』
- 大阪市立大学（文学部社会学研究室）2010,『2009年 住吉地域労働実態調査報告書』
—— 2011,『2010年 矢田地区実態調査報告書』
- 湘南市 2007,『湘南市総合実態調査報告書』
- 竹本貞雄 2008,『『就業実態調査アンケート』から見える兵庫県の被差別部落の就業実態と課題』『部落解放』解放出版社 602号 100-108。
- 鳥取県部落解放研究所 2005,『人権の確立をめざして－同和地区実態把握等調査から』
- 妻木進吾 2010a,『不安定化する都市部落の若年層－2009年住吉地域労働実態調査から』『部落解放研究』部落解放・人権研究所 189号 2-11頁。
—— 2010b,『不安定化する都市部落の若年層－2009年住吉地域労働実態調査から』『部落解放研究』部落解放・人権研究所 189号 2-11頁。

———2011,「厳しい現実を把握するひとつの試み－佐賀県の被差別部落生活実態調査から見えて

きたもの』『部落解放』解放出版社 643号 76-82頁.

内田龍史 2010a,「大阪における部落の変化と女性若年層－大阪府連女性部調査から』『部落解放研究』部落解放・人権研究所 189号 12-28頁.

山田康夫 2004,「このまちにつながって生きていく－『部落の人口の転出入』を考える』『部落解放』解放出版社 532号 13-20頁.

[その他の参考文献]

Farley, Reynolds 1991, "Residential Segregation of Social and Economic Groups among Blacks, 1970-80," in *The Urban Underclass*. Christopher Jencks and Paul E. Peterson eds, Washington D.C.: The Brookings Institution, pp.274-298.

フリーター問題研究会事務局 2004,「被差別部落出身の若者への地域就業支援事業に関する若干の考察－大阪府 A 市 B 地区について』『部落解放研究』部落解放・人権研究所 160号 33-47頁.

Kelso, William A. 1994, *Poverty and the Underclass: Changing Perceptions of the Poor in America*, New York: New York University.

北口末広 2008, 増刊号「変革の時代と部落差別－その捉え方と現状・課題』『部落解放』解放出版社 592号 90-100頁.

———2009, 増刊号「部落差別とは何か』『部落解放』解放出版社 608号 76-84頁.

組坂繁之・松岡徹・西島藤彦・谷元昭信 2002,「座談会 第三期の解放運動とは何か』『部落解放』解放出版社 510号 12-35頁.

國歳眞臣 2007,「『特措法』後の部落の実態とこれからの課題－二〇〇五年度鳥取県同和地区生活実態把握等調査から』『部落解放研究』部落解放・人権研究所 175号 15-31頁.

Massey, Douglas S. and Nancy A. Denton 1993, *American Apartheid: Segregation and the Making of the Underclass*, Massachusetts: Harvard University Press.

西田芳正 2006,「フリーター調査から『子ども・若者と社会的排除』研究へ－若年未就業問題調査プロジェクトの展開』『部落解放研究』部落解放・人権研究所 172号 27-36頁.

野口道彦 2000,『部落問題のパラダイム転換』明石書店.

奥田均 2002,『「人権の宝島」冒険－2000年部落問題調査・10の発見』解放出版社.

———2004,「差別の現実をどうとらえるか－新しい取り組みへのパワーはここから生まれる』『部落解放』解放出版社 532号 31-39頁.

———2009,『差別のカラクリ』解放出版社.

Putnum, Robert D. 2001, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*,

- Simon & Schuster (=2006年『孤独なボウリングー米国コミュニティの崩壊と再生』柴内康文訳 柏書房)
- Quillian, Lincoln 2012. "Segregation and Poverty Concentration: The Role of Three Segregations." *American Sociological Review* 77(3): 354-379.
- 寺川政司 2011,「八尾市営住宅調査にみる改良住宅団地の課題と展望」『部落解放研究』部落解放・人権研究所 192号 62-71頁.
- 妻木進吾 2005,「本当に不利な立場に置かれた若者たちーフリーターの析出に見られる不平等の世代間再生産」『排除される若者たちーフリーターと不平等の再生産』部落解放・人権研究所編 解放出版社 24-65頁.
- 2008,「フリーター『選択』と生育家族の階層的背景ー『高校生の生活と進路意識調査』から(2)」『部落解放研究』部落解放・人権研究所 183号 62-73頁.
- 2010c,「国勢調査小地域集計を利用した被差別部落の実態把握の可能性」『部落解放研究』部落解放・人権研究所 188号 91-107頁.
- 2012,「貧困・社会的排除の地域的顕現」『社会学評論』日本社会学会 62(4) 489-503頁.
- 内田龍史 2006,「実態調査に携わってー名張市岡和地区生活実態調査から」『部落解放研究』部落解放・人権研究所 163号 80-86頁.
- 2010b,「大阪の部落女性実態調査から見えてきたもの」『部落解放研究』部落解放・人権研究所 188号 31-40頁.
- 2010c「就職困難者の就業と生活 (3) 貧困と社会的排除」『部落解放研究』部落解放・人権研究所 190号 50-67頁.
- 2011.2.「都市型部落における労働・生活とアイデンティティー『二〇〇九年住吉地域労働実態調査』から」『部落解放』解放出版社 641号 78-86頁.
- Wilson, William Julius 1980, *The Declining Significance of Race: Blacks and Changing American Institutions*, University of Chicago Press.
- 1987, *The Truly Disadvantaged: The Inner City, the Underclass, and Public Policy*, Chicago: The University of Chicago Press. (=1999年『アメリカのアンダークラスー本当に不利な立場に置かれた人々』青木秀男監訳 明石書店)